

# 身寄りのいない方の施設入所支援に関するアンケート調査結果について

## 1. 調査目的

近年、少子高齢化の進行や家族関係の希薄化等により、身寄りのいない方や支援できる親族のいない方が増加しており、施設入所を断られてしまったり、福祉サービスを受けられなかったりする場合もあるなど、社会問題化している。

今後、更なる高齢化や価値観の多様化等により、身寄りのいない方を巡る問題が更に複雑化・増加していくことが予測される中で、どのような方でも適切に福祉サービスを利用できるよう、今後の支援方法等について検討するため、本市及びとまこまい成年後見支援センターの共同で、身寄りのいない方の施設入所支援に係るアンケートを実施した。

## 2. 調査概要

- ・調査期間 令和4年10月16日～10月31日
- ・調査対象 市内の入所施設 125か所（高齢：97か所、障がい：28か所）
- ・回答数 高齢者施設 97か所中27か所（回答率：27.8%）  
障がい者施設 28か所中13か所（回答率：46.4%）

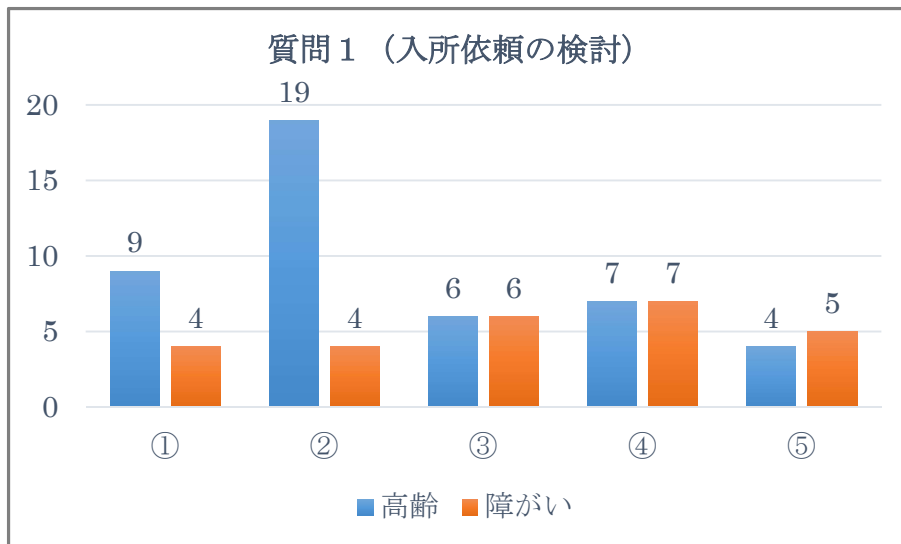
「身寄りのいない方」とは？

親族はいるが疎遠で交流がない方、親族に連絡がつかない方。または、親族から支援を受けられない方、親族が全くいない方と定義する。

### 3. 集計結果

質問1 身寄りのいない方の入所依頼があった場合、貴施設ではどのように検討していますか。(複数回答可)
① 本人の契約能力を確認し、入所契約を行う
② 条件付きではあるが、入所契約を行う(⇒質問2へ)
③ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等に保証人等を探してもらう
④ 相談を受けた結果、入所を断る場合がある
⑤ その他( )

#### 【結果】



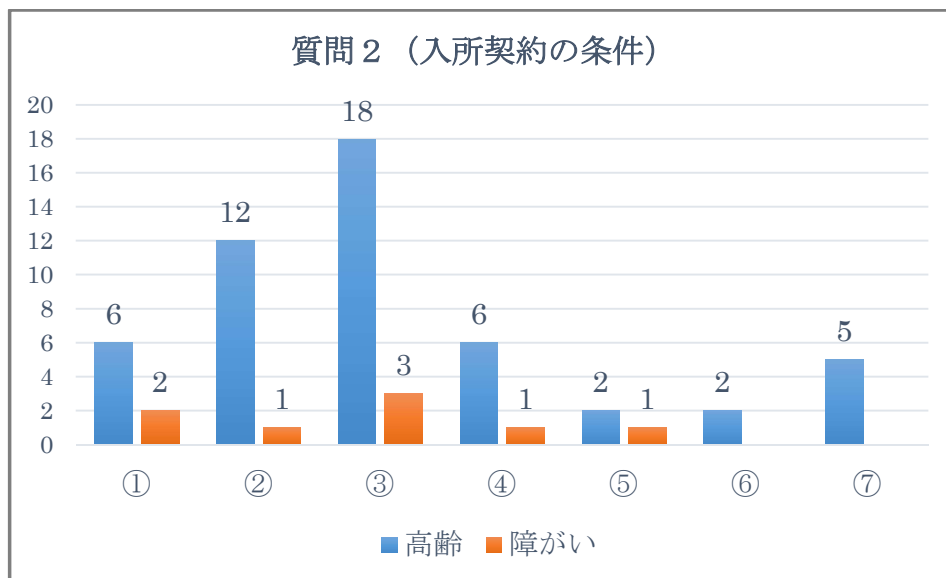
#### 【その他の回答内容 (抜粋)】

- ・身元保証代行サービスを利用していただく (高齢グループホーム)
- ・成年後見人を付けてもらうよう働きかける (高齢グループホーム)
- ・今まで経験がないので、改めて考えると迷うと思う (サ高住)
- ・今まで事例がない (障がいグループホーム)

質問2 質問1で「条件付きではあるが、入所契約を行う」と回答した施設にお伺いします。どのような条件であれば入所契約を行いますか。（複数回答可）

- ① 成年後見制度の申立てを行う方針である
- ② 成年後見制度の申立て手続きを行っている
- ③ 成年後見人が選任されている
- ④ 任意後見契約を結んでいる
- ⑤ 財産管理委任契約を結んでいる
- ⑥ 死後事務委任契約を結んでいる
- ⑦ その他（ ）

【結果】



【その他の回答内容（抜粋）】

- ・あればあった方が良い（有料老人ホーム）
- ・親族以外の方が保証人となり契約を行う（住職、町内会長など）（ケアハウス）
- ・質問3にある対応を行ってくれる代理の方がいること（介護医療院・介護老人保健施設）
- ・経済的に問題がなく、施設と金銭管理契約が可能、行政のバックアップがあること（高齢グループホーム）



質問4 下記の基準等が出されていることはご存じですか（ □ はい □ いいえ ）  
また、貴施設の対応方針として当てはまるものを選んでください（複数回答可）

**【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）  
（提供拒否の禁止）**

第四条の二 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

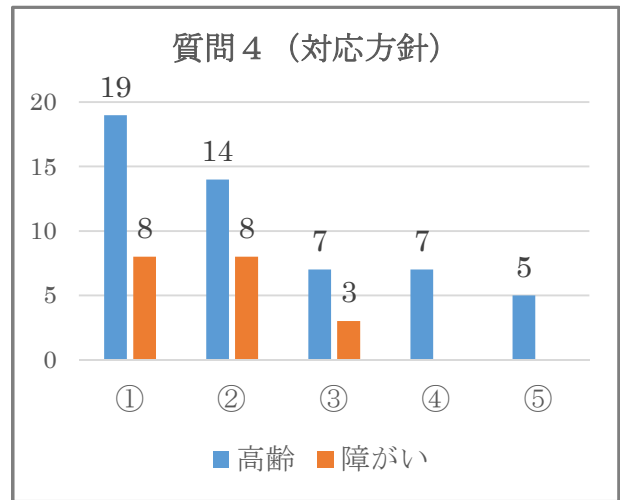
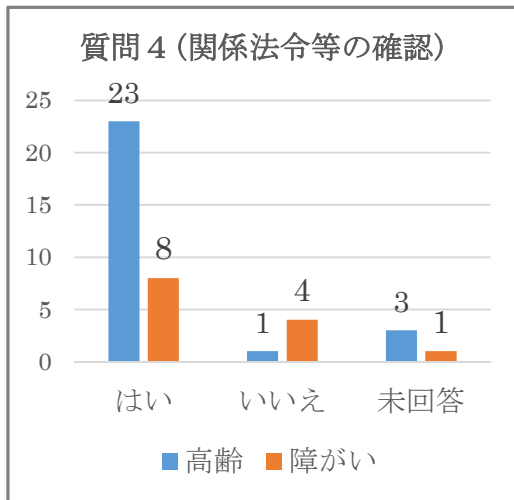
※介護老人保健施設、介護医療院、居宅サービスを含め、各種介護保険サービスに同様の規定あり。

**【厚生労働省 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成 28 年 3 月 7 日）】**

（略）介護保険施設に関する法令上は身元保証人等を求める規定はない。また、各施設 の基準省令において、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできないとされており、入院・入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない

- ① 入所契約の際には身元引受（保証）人を求めている
- ② 本人が契約できる、または成年後見人が付いていれば、身元引受（保証）人は必要ない
- ③ 身元引受（保証）人について書類上の記載は求めるものの、実際は形骸化している
- ④ 成年後見人には身元保証や身元引受を求めないことを、施設内で共有できている
- ⑤ その他（ ）

**【結 果】**



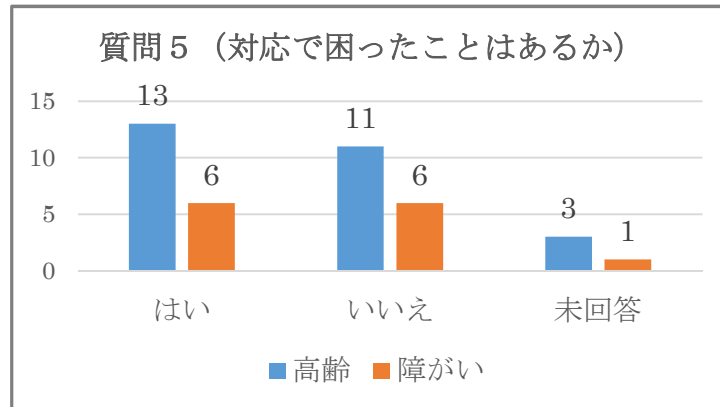
**【その他の回答内容（抜粋）】**

- ・場合による（サ高住）
- ・質問3にある対応を行ってくれる代理の人がいること（介護医療院・介護老人保健施設）
- ・代理人が判断能力の低下などで質問3の実施が困難である場合、その補佐・代理人として身元引受人を立てている。 例：代理人→妻、身元引受人→長男等（高齢グループホーム）
- ・成年後見人には金銭管理と医療契約等をお願いする場合がある（有料老人ホーム）

質問5 身寄りのいない方の対応で困ったことはありますか  
また、困っていることがある場合、どのような内容ですか（自由記載）

- ① はい
- ② いいえ

【結果】



【困っていること（高齢） 抜粋】

○介護医療院

- ・退所先が決まらない。入院費の支払い、買い物対応、公共料金の支払い等金銭管理をする方がいない。
- ・成年後見の申立てをしても決まるまでに時間が掛かる。

○介護老人福祉施設

- ・家族が1人で遠方にいる場合、あるいは身寄りのいない方で成年後見人が付いている場合は、医療同意や遺留品の引き取り、買い物等で対応してもらえないことが多く、施設の負担になっている。特に成年後見人は契約代行と金銭管理しか行わない人が多く、質問3の部分で大変困っている。
- ・万一、後見人が決まる前に利用者が亡くなってしまった場合、どのように動くかは今後の課題と感じている。

○介護老人保健施設

- ・毎月の支払いを含めての金銭管理、必要物品の購入対応、医療機関受診や入院等の対応・医療同意をしてくれる人がいない。
- ・遺体や遺留品の引き取り

○ケアハウス・軽費老人ホーム

- ・病院の治療方針の判断、入院手続き（手術に関わる同意）
- ・支払いの連帯保証
- ・本人の状態により次の施設（特養、療養型老健など）へ移動が必要になるが、保証人がいないと受け入れてもらえない場合がある。

- ・入所時の保証人が死亡し、他の家族にも連絡が付かない状況で他の施設に移り住む必要が出てきた時、身元保証人が立てられない。

#### ○サ高住・有料老人ホーム

- ・道外にしか親族のいない方が多数いるが、今のところ入退院時に訪問介護やケアマネの仕事が多くなるくらいで、特に困ったことはない。
- ・遺体・遺留品の引き取り者が決まらず困ったことがあったが、最終的には疎遠だった家族が引き受けてくれ、また通っていた教会が対応してくれたことがあった。質問4の基準等については知っているが、遺体引き取りの対応等を考えると保証人は必要であり、それを成年後見人等に求めてはいない。

#### ○グループホーム

- ・入院時など、身元引受人がいなくて困ったことがある。
- ・成年後見人をどのようにしたら付けてもらえるのかわからない。
- ・衣類などの購入、金銭管理、病院の受診や入退院への対応などに、通常の勤務職員に加えて更に対応する職員が必要となる。
- ・医療同意ができない。手術の同意を施設に求められた。
- ・退去となる場合、その後の対応者の調整。

### 【困っていること（障がい） 抜粋】

#### ○共同生活援助

- ・医療連携など
- ・身元引受人が不在となり、成年後見の申立てを行った。

#### ○施設入所支援

- ・医療同意や亡くなられた場合の対応。(後見人が付いているが、あまり協力的ではない。両親は他界し、親族関係も施設では把握できない場合)
- ・本人には判断能力がなく、現在は母親が身元引受人だが、母親が亡くなった場合、本人の兄弟に身元引受人をしてもらおうと、本人の預貯金が搾取される可能性が高い。後見制度の利用を説明しているが、母親も兄弟も利用したくないと言っている。
- ・疎遠な親族からの突然の金銭の無心、退所の要求。
- ・身寄りのいない方が亡くなった時に、葬儀等の対応で、後見人によっては非協力的な方がいて、判断や対応に苦慮することがあった。
- ・質問4にある基準は理解しているものの、利用契約書や重要事項説明書に保証人欄があり、身元引受人か後見人がいての契約となっている。保証人不在での利用は問題が多々あるように感じられ、もし保証人が不在で本人も判断できず、施設でも判断できないような場合は、市へ相談すると判断していただけるのでしょうか。

## 4. 結果についての考察

今回、初めて身寄りのいない方の施設入所支援に関するアンケート調査を実施した。

ある程度予想していたことではあるが、施設入所の手続きは、依然として身元引受(保証)人がいることが前提となっていること、また施設側も、身寄りのいない方の支援に困っているが、どのように対応していいのかわからず手を付けられていないというような現状が見えてきたように思われる。

### 【全体を通して】

- ・ 全体的に回答率が低く、特に高齢のサ高住や有料老人ホームが低かった。これらの施設については、成年後見制度そのものや、成年後見制度利用の必要性に対する理解があまり進んでいないのではないかと。
- ・ 高齢・障がいのどちらについても、身元引受(保証)人を求めている施設が多い。身元引受(保証)人がいない方については、そもそも入所相談を断る、または、相談支援事業所や地域包括支援センターの本来の業務ではない「保証人探し」を依頼しているというような実情もあるのではないかと。

### 【成年後見人の役割等について】

- ・ 成年後見人＝家族の代わりとして、医療同意や買い物・通院対応など、成年後見人では対応できないようなことまで求めている施設が多く見受けられる。
- ・ 寄せられた回答では、「成年後見人は選任されているが非協力的」、「成年後見人は契約代行と金銭管理しか行わない」というような記載も散見された。上記のとおり、施設側が成年後見人と家族の役割を混同しているため、このような受け取り方になっていると考えられる。成年後見人ができること・できないことをわかりやすく整理し、施設側にも理解を求めていくことが必要である。

### 【今後の支援方法等について】

- ・ 今後、更なる高齢化の進行や家族関係の希薄化等により、「身寄りのいない方」が増加していくことは明らかである。行政や支援者側はもとより、支援される側である高齢者や障がい者等についても、このことを自身の問題として認識し、危機感を共有していくことが必要ではないかと。
- ・ 身寄りのない方の支援に当たっては、施設をはじめとした支援者側への成年後見制度に対する理解を促す取組も必要である。制度や相談窓口等の周知・啓発を引き続き実施していく。
- ・ 身寄りのない方を受け入れる施設や医療機関等だけがリスクを負うのではなく、行政や支援機関等の関係者が連携し、地域や社会全体で身寄りのいない方を支えていく体制づくりが求められている。